

生徒心得

生徒は有為な社会の形成者となるため真理と正義を愛し、保健に努め、勉学に精励すると共に、学校社会の立派な形成者として、教師の指導によく従い、生徒間の信義を重んじ、正しい自治の精神を理解し、よりよい校風の樹立に努めること。

【一般】

- 1 本校の生徒は別に定める「頭髪・服装規定」に基づき、登下校時には制服を着用すること。
- 2 「頭髪・服装規定」に定めない細部については高等学校の生徒としての品位を保ち質素、清潔であること。
- 3 職員、外来者に対しては敬意を表し生徒相互間に会釈をする美風を身につけること。
- 4 言葉づかいや態度は丁寧、明快であること。
- 5 欠席をする場合は、必ず保護者が学校・担任へ連絡すること。
- 6 病気のため欠席が1週間以上に亘るときは医師の診断書を添え、前項同様の届けをすること。
- 7 早退をしようとする者は口頭でホームルーム担任に願い出て所定の「早退届け」を担任に提出すること。
- 8 欠課をしようとする者はホームルーム担任に願い出て許可を受けること。
- 9 遅刻をした場合は所定の手続きを経てホームルーム担任に届け出ること。
- 10 忌引きをしようとする者は届け出ること。この区分日数は次のとおりとする。
血族1親等の場合は7日、血族2親等の場合は3日、血族3親等の場合は1日。

【校内】

- 1 1 教室は常に清潔を保持し校舎の施設、備品、その他の校具についてはこれを愛護し、破損、汚損、落書き等の行為をしないこと。
- 1 2 割り当てられた区分に従い、毎日校舎内外の清掃を行う。用具は所定の場所に整頓し、防火措置並びに戸締まりを厳重にすること。
- 1 3 クラス全員は、クラスの運営、管理及び風紀整備、清掃美化等の遂行に積極的に協力すること。
- 1 4 校内においては教師の指導監督による場合のほかは、一切火気を使用しないこと。
- 1 5 学校出火及び近火で類焼のおそれがある場合や、その他急迫の事情があるときは、学校の予め命ずる責任区分に従い応急の任に当たること。
- 1 6 登校後は放課の時間まで校外に出ないこと。外出の必要があるときはホームルーム担任に届け出て、所定の「外出許可証」を所持すること。
- 1 7 昼食は所定の時間に所定の場所でとること。
- 1 8 授業中に他の者に対して学習の妨害となる言動をする者があるときは、教室より退去を命ぜられることがある。
- 1 9 次の生徒が行う行為はすべて学校の許可が必要。
 - (1) 生徒だけの集会
 - (2) 宣伝掲示

- (3) 金銭物品の募集
 - (4) 校内放送
 - (5) 下校時刻及び休業日の体育用具
その他の校内公共物の使用
- 2 0 考査期間中は職員室出入りをすることを禁ずる。ただし必要の際は入り口で許可を求める。
- 2 1 考査の際は筆記用具以外のものはバッグに入れて廊下に置き、器具の貸借、私語、その他一切の不正行為をしないこと。
- 2 2 下校時刻は通常午後6時とし、それまでに教室棟を退出すること。再入室は出来ない。
- 2 3 所持品には必ず記名し、学業に必要なものは持てこないこと。
※ドライヤー、ヘアアイロン、スプレー缶等も校内への持ち込みを禁止する。
- 2 4 携帯電話・スマートフォンの校内での無断使用を禁止する。
校内においては、携帯電話の電源を切り、ファスナー付きのバッグに入れ、各自の責任で保管する。また、携帯電話に関する同意確認書を提出すること。
- 2 5 SNS等での個人情報（学校名含）の書き込みや漏洩、他者の誹謗中傷等は厳禁とする。
- 【校外】**
- 2 6 通学に際しては交通法規、道徳をよく守り、交通機関を利用する場合は老幼に対する親切を心がけること。
- 2 7 家庭にあっては学習に精励すると共に、進んで家業を扶け明るい家庭の建設に努めること。
- 2 8 夜間外出（午後10時以降は補導の対象）は特別の許可がある場合のほか、原則として禁止する。保護者の指示する応急の外出は例外とする。
- 2 9 パチンコ店、カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ等、健全な場所への出入はしないこと。
- 3 0 海外旅行、登山、キャンプには保護者の承諾を得た上で学校所定の様式の願書を提出し許可を受けること。
- 3 1 校外実習を希望する者は保護者の承諾を得た上で学校所定の様式の願書を提出すること。
- 3 2 団体結成、参加及び集会の開催参加には関係教師を経て学校所定の様式の願書を提出し、校長の許可を受けること。

制服・頭髪規定

1 制服

(1) 制服A

- ①冬季は学校指定の学生服を着用する。
- ②学校指定の学生服・シャツ（半袖・長袖）を自由に着用できる。
- ③ズボンのウエストは正しい位置で着用し、ベルトを使用すること。（腰パン禁止）
- ④校章・学年章を付ける。（冬服）
- ⑤学校指定のシャツの中の下着は、華美でないものを必ず着用すること。

(タンクトップ可)

- ⑥学生服を脱ぐ際は、必ず学校指定のシャツ（半袖・長袖）を着用していなければなら
ない。
- ⑦靴下は白・黒・紺・グレーのソックスを使用する。※ルーズソックス禁止

(2) 制服B

- ①規定のブラウス・ベスト・ブレザーを着用する。
- ②学校指定の冬服用と夏服用を着用できる。
- ③スカート丈は膝の中心よりも短くならないようにする。スカートを曲げない。
※成長することを考えて長めにしてあるスカートについても曲げない。
- ④スカート・ブレザー・ベスト・ブラウスを加工しない。
- ※スカートには裾に校章マーク、ウエストの下にもマークがあるので、両方のマーク
が存在しなければならない。
- ⑤制服の下に着用する衣類は華美にならないものとする。
- ⑥学年章を付ける。（冬服）
- ⑦靴下は白・黒・紺・グレーのソックス、又は黒のタイツを使用する。※ルーズソック
ス禁止

(3) 制服C

- ①学校指定のブレザー・スラックスを着用できる。
- ②学校指定のシャツ（半袖・長袖）を自由に着用できる。
- ③ズボンのウエストは正しい位置で着用し、ベルトを着用すること。（腰パン禁止）
- ④校章・学年章を付ける。（冬服）
- ⑤靴下は白・黒・紺・グレーのソックスを使用する。※ルーズソックス禁止

(4) 防寒着等

- ①冬季は華美でない防寒着（ウインドブレーカー（部活動着可）、ダウンジャケット、
コート）を使用することができる。ただし、学校指定の学生服・ブレザーの上に着用
すること。防寒着の色は、黒、紺（ネイビー）、グレー、白、茶、モスグリーンとし、
柄やデザインが華美でないもので、着脱が簡易のものとする。
- ただし、防寒着は朝のS H R時、授業時、考查時、式典時、終礼時は着用しない。
防寒具（マフラー・手袋・ネックウォーマー）は華美でないもので、室内では着用し
ないこと。

※スカートの下に黒タイツは着用してよいが、ジャージや長ズボンを履かないこと。

ただし、原付バイク・自転車通学の生徒に対しては運転時のみスカートの下にジャ
ージや長ズボンの着用を認める。

②カーディガン、セーターを着用する場合は、学校指定の物を着用すること。

③膝掛け（ブランケット）は華美でないものを着席時のみ使用を認める。ただし、考査
時の使用は禁止する。また、羽織ったり、移動時に脚に巻いたり身に付けたりしない
こと。

2 革化

- (1) 通学靴は、華美でない靴を使用すること。ただし、高価な靴は使用しないでください。
(盗難等のトラブル防止)
- (2) サンダルやスリッパでの登校は禁止する。
- (3) 校舎内は、本校指定のスリッパを使用すること。

3 豆貢 髮

- ①自然な状態で、清潔に保てる髪型であること。（不自然な髪型にしない。）
- ②パーマ、カール、脱色、染色、髪飾り等は禁止する。
- ③ドライヤーのあてすぎ、ヘアアイロンによる加工、染色機能のあるシャンプー等の使用も指導対象となる。
- ④髪が肩につく長さの生徒は体育、調理実習、実験や実習時等の際、安全面・衛生面を考慮して髪を1～2つに結ぶこと。また、考查時、式典や行事等の際も髪を1～2つに結ぶこと。（ゴムは黒・紺・茶）
また、シュシュの使用は禁止する。（髪を束ねるのに使用したり、装飾として手首に巻いたりすることは禁止）

4 化粧・アクセサリー

化粧（ネイル類を含む）及びアクセサリー（指輪・ピアス・ネックレス・ブレスレット・カラコン・エクステ・タトゥー等）は禁止する。

5 バッグ

取り出しが口にファスナーが付いているリュックタイプ、手提げタイプを使用すること。
ただし、高価なバッグは使用しないでください。（盗難等のトラブル防止）

6 眉

眉そり、眉の脱毛をしないこと。なお、ハサミを使った整えであっても、眉の長さが極端に短く、カミソリで剃ったものと同様である場合は違反とする。

※華美でないものとは派手でなく控えめでシンプルなデザインや色合いのもので、周りに不快感を与えることなく、時と場合に応じたもの。就職（採用試験）・進学（受験）の際にも適切と考えられるものとする。

7 髭

髭を伸ばさない。

交通に関する規定

1 免許取得について

(1) 原付バイク免許

全学年とも原則として禁止するが、バイク免許の取得は、原付バイク通学者規定2(3)に定められた範囲で、学校長に許可を得た者に限り、長期休業中に取得を許可する。

(2) 自動二輪免許

全学年禁止

(3) 普通免許

①3年生で自宅学習期間でなければ原則として認めない。ただし、卒業後の進路が決定した生徒で、自動車学校入校説明会に生徒・保護者同伴で出席し、欠点科目や時数不足科目がなく、校納金の未納がない等の条件を満たす生徒は2学期中間考査終了後以降、入校を認める場合がある。

②在学中に自動車学校を修了した場合は、卒業後、普通運転免許取得を可とする。

2 通学について

(1) 徒歩の場合

①交通指導員の指示に従うこと。

②歩・車道の区別がある所は必ず歩道を歩くこと。

(2) 自転車通学の場合

①通学距離は設定しない。

②希望者は、所定の「自転車通学許可願」（全学年）を生徒指導部に提出する。

③「自転車点検整備（T Sマーク）」を受けておくこと。（ただし1年契約とする。）

※自転車通学上の留意事項

①道路交通法規の遵守

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外

2. 車道は左側を通行

3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4. 安全ルールを守る

○二人乗り禁止 ○並進の禁止 ○夜間はライトを点灯

○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5. ヘルメットを必ず着用すること。（SG、JCF、CE、GS、CPSのいずれかの認証マーク付きヘルメットとする。）※あご紐を必ず締めること。

②整備不良車、改造車での通学は禁止する。

③日没後の無灯火の禁止。（ライトは自動点灯のものを推奨する。）

④片手運転（ながらスマホ・傘さし運転禁止）※レインコートを着用

⑤定められた場所に必ず置く。

⑥カギは2つ以上付ける。

⑦ハンドルの幅が60cm以上のものや車輪が極端に小さいものは禁止。

(3) 原付バイク通学生の場合

第1学年（満16歳）の2学期以降から、通学距離5km以上で部活動に加入している者。また、第2学年から通学距離が8km以上であること。許可に際しては担任、生徒部、保護者、本人で十分検討し決定する。

※原付バイク通学上の留意事項

- ①道路交通法規の遵守
- ②定められた場所に必ず置く。
- ③許可を受けた単車を必ず使用。
- ④指定ジャンパーを必ず着用する。
- ⑤指定のプレートを付ける。または、指定のステッカーをリアフェンダー及びヘルメットの後部に貼る。
- ⑥ヘルメットはフルフェイスのものを着用すること。※あご紐を必ず締めること。
- ⑦学校行事として企画する交通講話、原付バイク実技講習会は必ず受講すること。

アルバイトに関する規定

1 アルバイトを希望する生徒は、原則として以下の条件を満たすこと。

- ① アルバイトの開始は、学校生活に慣れるため、入学年度の夏季休暇以降とする。
- ② 出席時数不足や欠点科目がない生徒。（学期ごとに見直す）
- ③ 欠席は年間5日以内であること。但し、病気や通院等の特別な事情がある場合は別途審議する。（学期ごとに見直す）
- ④ 整容は、新規に頭髪の色、眉、ピアスでの指導がないこと。無断遅刻、無断早退など学校生活に問題がある場合は別途審議する。
- ⑤ 特別な指導に該当していない者。
- ⑥ アルバイトの内容が心身的に過重負担にならず、健全かつ適当なものであること。
- ⑦ 時間は、21時までに自宅に帰宅できること。

2 アルバイトを希望する生徒は、アルバイト申請願を提出すること。

- ① アルバイト申請願は保護者の同意のもと記入し、担任へ提出すること。
- ② 申請が承認されてからアルバイト届を作成し担任へ提出すること。
- ③ アルバイトを変更する場合や辞めた場合は報告すること。

特另りな指導規定

1 飲酒、喫煙等をなした者は1週間以上の特別な指導に処する。

2 考査の際、不正行為があった場合は、教務規定に従い指導する。また、特別な指導に処する。

3 生徒間に行われた暴力行為又はこれに類する者に対しては、特別な指導又は退学に処する。

4 男女間の交際において不適切な行為があった場合は特別な指導に処する。

5 窃盗その他重大な非行をなした者は特別な指導又は退学に処する。

6 無断免許取得（原付・自動二輪・普通乗用車）、交通違反、自動二輪車の二人乗り等も特別な指導に処する。

7 その他生徒として不適切な行為があった者は特別な指導に処する。

令和6年4月5日改訂
令和7年4月4日改定